

一般競争入札(地域限定型)事務取扱要領の改正について

一般競争入札(地域限定型)事務取扱要領の一部を、平成22年6月1日付けで次のように改正しました。

○ 改正内容

第2条を次のように改正しました。

改正後	第2条 要綱第2条第3項に規定する対象地域は原則、美唄市内とする。
改正前	第2条 要綱第2条第3項に規定する対象地域は原則、南空知地域とする。 ただし、美唄市建設工事等請負業者審査会が特に必要があると認める場合は、対象地域の範囲を拡大することができるものとする。

○ その他

改正後の本実施要領は、市閲覧室に掲示してあるほか、市ホームページに掲載しています。

(担当: 契約管財課契約・管財グループ)